

# 匿名レセプト情報等の提供に関する 専門委員会（案）の立ち上げについて

令和2年7月9日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

保険データ企画室

## 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

## 改正の概要

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】
  - ・ オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止(告知要求制限)する。(公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)
2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】  
(令和元年10月1日)
3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】
  - ・ 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。(DPCデータベースについても同様の規定を整備。)(令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日))
4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】
  - ・ 75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。(令和2年4月1日)
5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】
  - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。(令和2年4月1日)
  - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。(公布日)
6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】
  - (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。(令和3年4月1日)
  - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。(令和2年10月1日)
  - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。  
(令和2年10月1日)
7. その他
  - ・ 未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消する。【国民健康保険法】(公布日)

## 第三者提供の対象となる提供申出者・業務

### <改正法による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2第1項>

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報（医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

※介護DB（介護保険法）、DPC（健康保険法）も同様の規定を置いている。

- データの第三者提供については、現行では、ガイドラインによりその対象が国、大学等に限定されているところ。改正法により、これまで第三者提供の対象外としていた民間事業者にも匿名データの提供を行うことが可能になった。

# 委員会の立ち上げ

令和元年11月15日	資料3 一部 改変
第10回医療・介護データ等の解析基盤 に関する有識者会議	

## <改正法による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2第3項>

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報（医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一～三 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

※介護DB（介護保険法）、DPC（健康保険法）も同様の規定を置いている。

- 匿名データの提供の可否決定の基準となる相当の公益性を有するか否かの判断については、厚生労働省による事実関係等の確認だけでなく、専門的な知見を有した者による、個々の事例に則した利用目的や利用内容、成果の公表有無等を踏まえた総合的な審査が必要になる。
- こうした、相当の公益性について確認するとともに、不適切利用による個人の権利利益の侵害防止を図るため、改正法において、匿名データの提供の可否に関し、厚生労働大臣が社会保障審議会から意見を聴く旨が規定された。

# 匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会（案）の立ち上げについて

## <経緯>

- 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「改正法」という。）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正により、「匿名医療保険関連等情報（※1）を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。」とされたところである（令和2年10月1日施行）。（※2）

（※1）NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）に格納されているレセプト情報等を、患者等が特定できないように加工したデータ。現行、NDBのデータを第三者に提供する際には、保険局長が参集する「レセプト情報の提供等に関する有識者会議」においてデータ提供の可否を御議論いただいている。

現行のレセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドラインURL：

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000135460.pdf>

現行のDPCデータの提供に関するガイドラインURL：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000498905.pdf>

（※2）改正法による健康保険法の改正により、DPCデータベースについても同様の規定が整備されている。

## <今後の方針（案）>

- 改正法により、社会保障審議会の意見を聴かなければならないとされたことを踏まえ、社会保障審議会医療保険部会の下に、匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会（案）（以下「専門委員会」という。）を設置し、当該専門委員会において、匿名レセプト情報等及びDPCデータ（以下「匿名データ」という。）の提供の可否について、相当の公益性及び不適切利用による個人の権利利益の侵害防止の有無等を総合的に審査することとする。

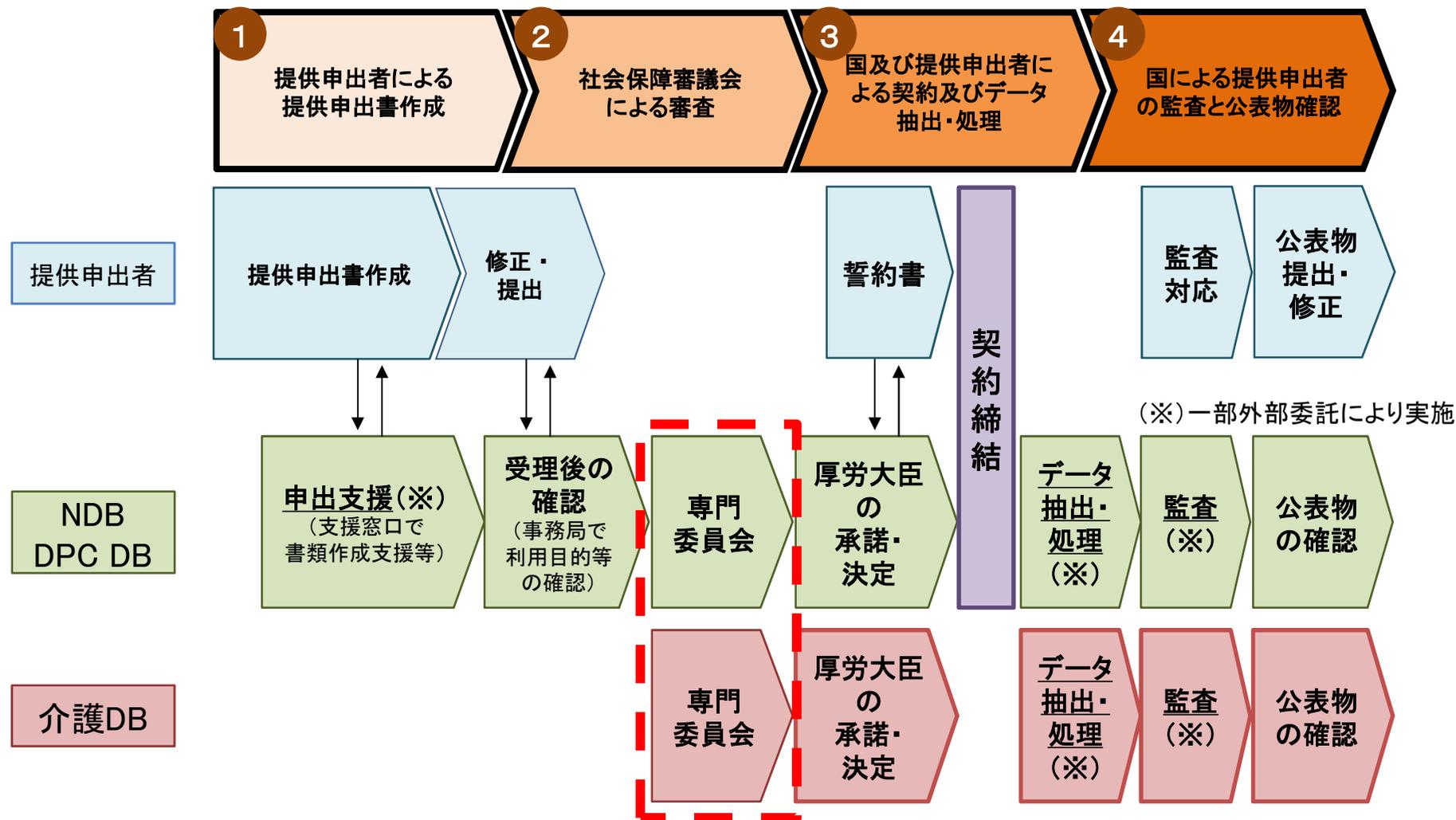
また、専門委員会の運営等は、P6の「匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会の設置要綱（案）」のとおりとし、より詳細な事項等については部会長と協議の上確定することとする。なお、提供申出に係る審査は、提供申出者が得た申出内容の着想を保護する観点から、非公開とする。

- 匿名データのデータ提供の流れは次ページのとおりとし、介護保険法に基づく介護DBのデータと連結して利用することができる状態での提供申出があった場合の審査については、介護保険部会の下に設置予定の専門委員会と合同開催で行うこととする。

- 「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」及び「DPCデータの提供に関するガイドライン」等については、当該審査基準や提供に係る事務処理基準を定めたものであることから、本専門委員会でも内容について検討を行うこととする。

# 専門委員会での審査を含めた第三者提供の事務手続き（案）

- 改正法施行後のNDBデータの第三者提供までの事務手続き（案）については以下のとおり。  
 ※現行の第三者提供の流れと大きな差異はない。  
 現行の運用に加えて、第三者提供に係る手数料の減免・免除の申請および収納の手続きが追加される。



(注)連結して利用することができる状態での提供申出があった場合には、専門委員会を合同開催とする

# 匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会の設置要綱（案）

## 1 設置の趣旨

社会保障審議会医療保険部会に、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）及び改正後の健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）の規定により、厚生労働大臣は匿名レセプト情報等及びDPCデータ（以下「匿名データ」という。）を第三者に提供する法的根拠が設けられたとともに、匿名データの第三者への提供に当たって、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴くこととされた。このため、匿名データの第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、当該規定により社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会医療保険部会に「匿名レセプト情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

## 2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙（準備中。部会長と相談の上確定）とする。
- (2) 専門委員会に委員長を置く。

## 3 検討項目

専門委員会は、匿名データの提供に係る事務処理及び専門委員会が行う審査の基準を定めた「匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報の提供に関するガイドライン」及び「DPCデータの提供に関するガイドライン」等について検討を行う。

また、匿名データの提供申出があった場合には、当該提供申出のあった匿名データの利用について、相当の公益性の有無を次の①から③までに掲げる事項等を踏まえて判断するとともに、不適切利用による個人の権利利益の侵害防止の有無等も含め総合的に審査する。

- ① 匿名データの利用目的
- ② 匿名データの利用内容
- ③ 成果の公表の有無                      等

## 4 運営等

- (1) 専門委員会は、原則として、年に4回開催する。
- (2) 専門委員会の議事は原則公開とする。なお、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の検討の結果については、医療保険部会に毎年報告する。なお、専門委員会の議決は、医療保険部会長の同意を得て、医療保険部会の議決とすることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課において行う。
- (5) 上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

## 参考資料 1 参照条文①

### ◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供)

第150条の2 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報(診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

### ◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(抄)

(国民保健の向上のための匿名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第16条の2 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる医療保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

一～三 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名医療保険等関連情報を、健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報及び介護保険法第百十八条の三第一項に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第1項の規定により匿名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

## 参考資料 1 参照条文②

### ◎社会保障審議会令（平成12年政令第282号）（抄）

（部会）

第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。

3～5（略）

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### ◎社会保障審議会運営規則（平成13年1月30日社会保障審議会決定）（抄）

（審議会の部会の設置）

第2条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（分科会及び部会の議決）

第4条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（委員会の設置）

第8条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

## 参考資料 2 社会保障審議会の会議と議事録の公開

### ◎社会保障審議会運営規則(平成13年1月30日社会保障審議会決定)(抄)

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

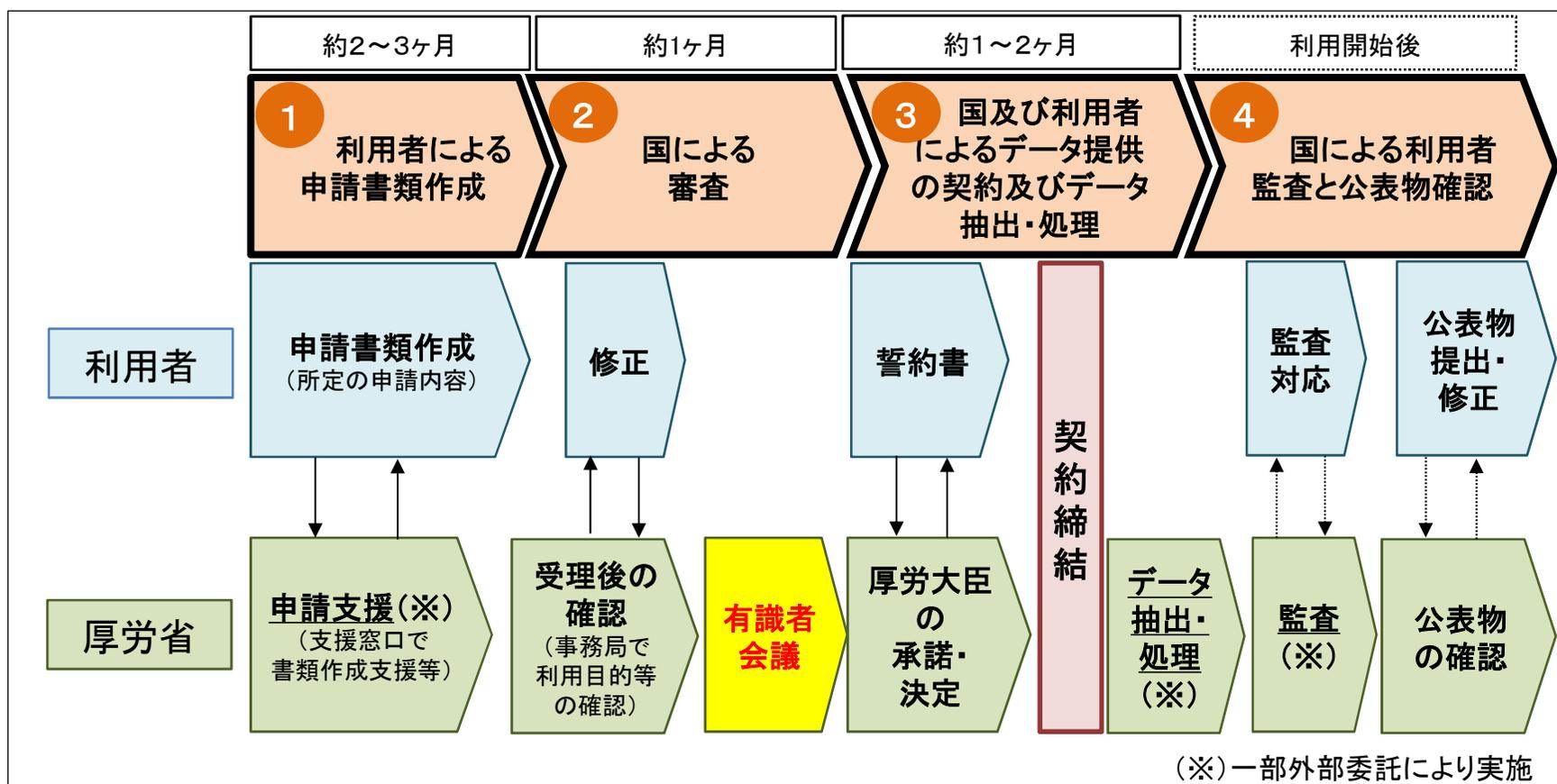
(準用規定)

第八条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関係のある臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替えるものとする。

## 参考資料3 現行の匿名レセプト情報等及びDPCデータの第三者提供の流れ

○ ガイドラインに規定されたルールに基づく手続は、次の4つのステップに分類できる。

- ① 利用者による申請書類作成
- ② 国による審査
- ③ 国及び利用者によるデータ提供の契約及びデータ抽出・処理
- ④ 国による利用者監査と公表物確認



## 参考資料4 現行のレセプト情報の提供等に関する有識者会議の概要

### ○現行のレセプト情報の提供等に関する有識者会議における検討

高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定に基づき、厚生労働省が構築するレセプト情報・特定健診等情報データベースのデータについて、高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針の第3の(1)ただし書の規定に基づいて行うレセプト情報等データの提供に係る厚生労働大臣の審査の際、レセプト情報等の提供に関する有識者会議において有識者からの意見聴取を行うこととする。

#### <有識者会議における主な検討事項>

- (1) **本会議**は、データを提供する場合のデータ提供に係る事務処理及び標準化並びに有識者が行う審査基準を定めたレセプト情報等データ提供に関するガイドライン及びDPCデータの提供に関するガイドライン等について専門的な検討を行う。
- (2) **分科会**は、申出のあったデータ利用の公益性等について、次の①から⑥までに掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上で、助言する。
  - ① データの利用目的
  - ② データ利用の必要性
  - ③ データ利用の緊急性
  - ④ データ利用申請に関連する分野での過去の研究実績、データ分析に係る人的体制
  - ⑤ データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
  - ⑥ データ分析の結果の公表の有無

#### <有識者会議における構成員の内訳>

- (1) **本会議**は18名(保険者4名、医療関係者4名、レセプトデータ等の有識者10名)
- (2) **分科会**は11名(保険者4名、医療関係者4名、レセプトデータ等の有識者3名)

高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針(平成22年厚生労働省告示第424号)

#### 第2 データの利用目的

##### 1 データの利用目的

- (1) データは、法第十六条第一項の規定に基づき、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- (2) 都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、法第九条第六項及び第十五条第一項の規定に基づき、都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は、(1)の調査及び分析結果のほか、当該求めに係るデータを都道府県知事に提供することができる

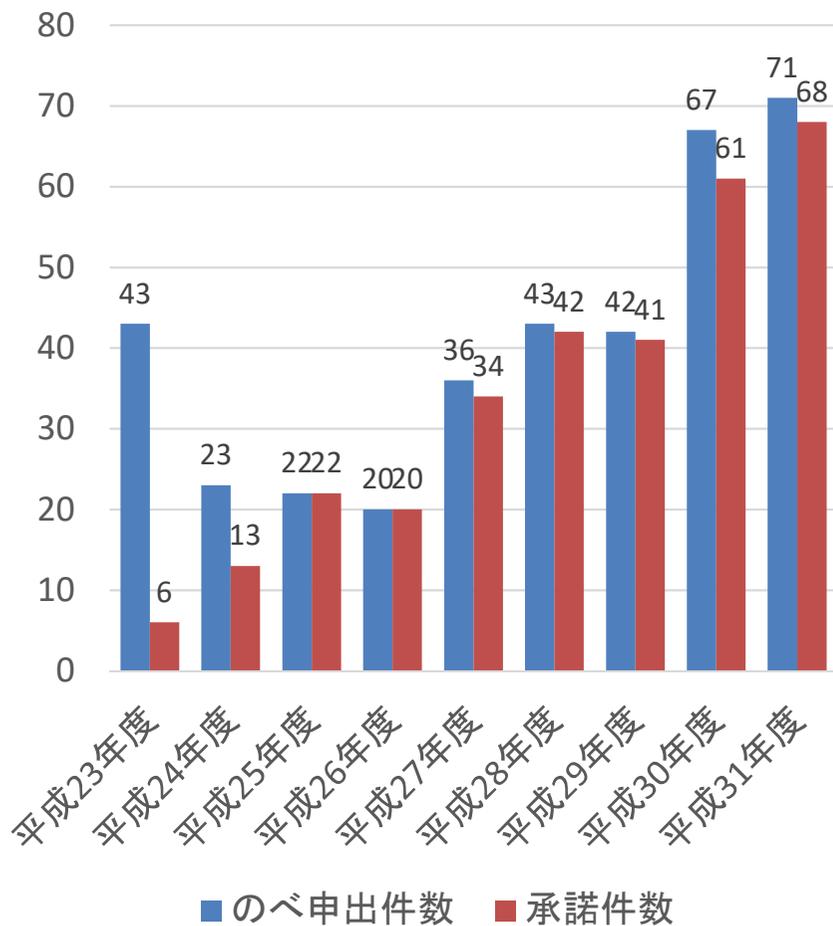
#### 第3 データの提供

##### 1 利用及び提供の制限

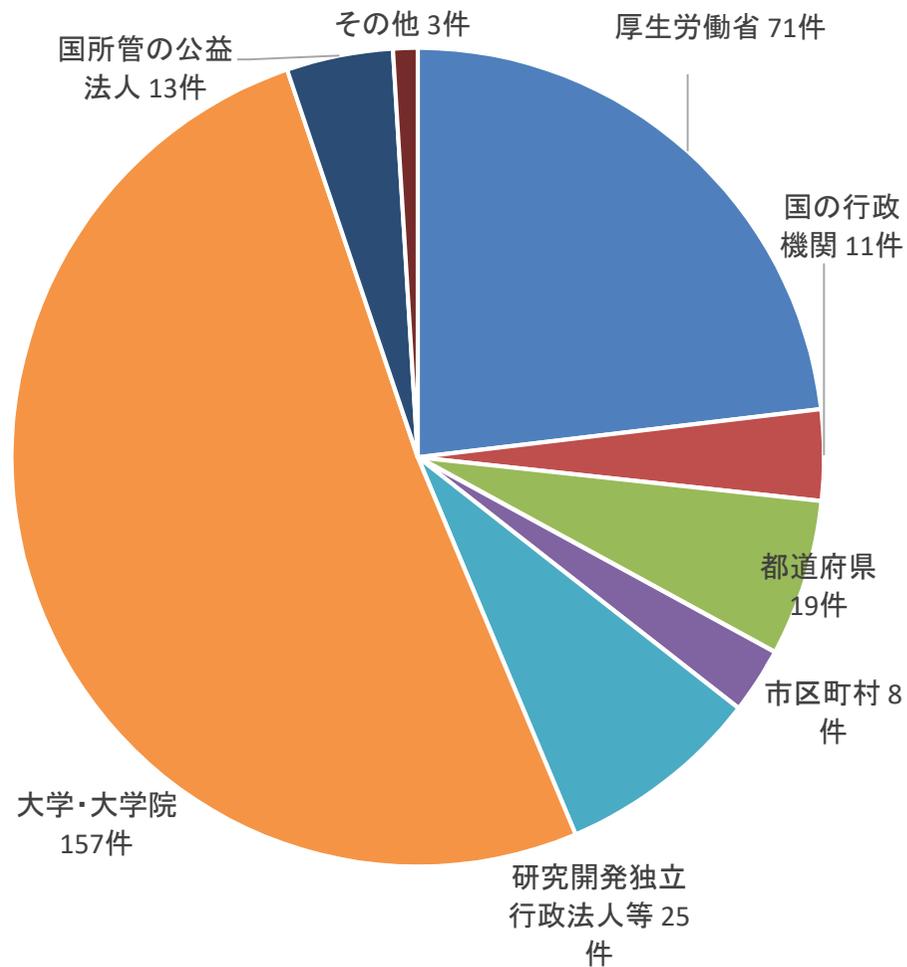
- (1) 第2に規定する場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - ① 厚生労働省、その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、医療サービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合
  - ② ①に規定する以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

# 参考資料5 第三者提供の申出件数及び承諾件数の推移並びに提供依頼申出者の区分

第三者提供の申出件数及び承諾件数の推移



提供依頼申出者の区分(件数)



※ 367件の申出に対し、307件を承諾(令和2年3月末時点)